

TOPIC

海外勤務者の給与について

■社会保険料を決めるときに、その基になるのは月々の給料・賃金です。
社会保険の上では、これを「報酬」といいます。

■この「報酬」の中には、社会保険料を決めるときにその基に入れなければならない「報酬」と、入れない「報酬ではない」ものがあります。

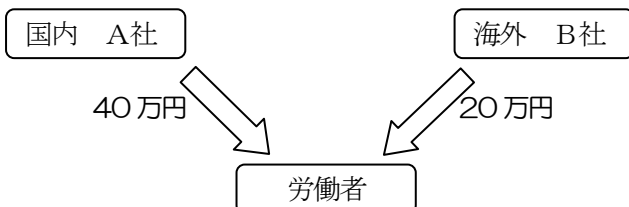
■基本的には、**名称に関係なく、労働の対象として労働者が受けるすべてのものを報酬**といいますが、以下に具体例を挙げてみます。

基本給 残業手当 通勤手当 住宅手当
家族手当 役付手当 日直手当 能率給
精皆勤手当 年4回以上支給の賞与 など

■報酬に該当しないものとして以下のようなものがあります。

年3回以下支給の賞与 見舞金 退職金
解雇予告手当 出張旅費 交際費 慶弔費
傷病手当金 労災休業補償給付 休業手当
退職手当 など

■さて、今月のTOPICの海外勤務者についてですが、今回この海外勤務者の給与等が国内の会社と海外の会社の両方から支払われている場合に、報酬に該当するかどうかについて、説明します。



A社に勤務している労働者が、海外のB社に転勤となり、両社から給料が支払われている場合です。

また、あくまで、国内A社との雇用関係は続いている、という前提です。

①報酬に含める場合

B社から支払われている給料が、**A社の給与規定や出向規定に基づいて支払われていることが確認できる場合**



海外B社からの給料 20万円も含めて、労働者の報酬は60万円となります。

②報酬に含めない場合

B社から支払われている給料が、**B社の給与規定に基づいて支払われている場合**



海外B社からの給料 20万円は含めず、労働者の報酬は40万円となります。

■もし、給与を外貨で支払う場合、外国為替換算率は、給与支払日におけるレートを使い日本円に換算してください。

大事な お知らせ

1. 労働保険料について

先月このコーナーでお知らせしましたが、労働保険料の今年度の第1期を7月15日(火)に引落させていただきました。今回もご協力いただき、誠にありがとうございました。

なお、引落ができなかったお客様につきましては、改めて連絡の上集金に伺っているところです。

11日(月)朝が納付期日となっておりますので、よろしくお願致します。

2. 健康保険・介護保険料率について

平成26年9月から、厚生年金保険料率に変更になります。**健康保険関係料率は据え置き**で、今までと同じ額です。(長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。)

(健康保険	4.925%
+ (介護保険	0.86%)
健康保険	5.785%
厚生年金	8.737%

変更

雇用保険 0.5% (建設0.6%)

実際に社会保険料を変更するのは、(普通は) 10月支払いの給料から引く分からとなりますので、ご注意ください。

また、賞与は、9月1日以降支給する分から変更してください。

賞与については、千円未満を切り捨てた額に上記の率を掛けてください。

上限は、健康保険が年度(4/1~翌年3/31)の累計額540万円、厚生年金は1回(同月2回以上支給の場合合算で)150万円です。

ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

また、介護保険は40~64歳までです。

3. 基礎算定及び被扶養者確認について

7月中は、社会保険基礎算定及び健康保険被扶養者確認と、社会保険関係で多大なご協力をいただき、誠にありがとうございました。

基礎算定は毎年のことですので、また来年もよろしくお願い致します。

被扶養者確認は毎年とは限りませんので、次いつ行われるかわかりませんが、次回も宜しくお願い致します。

なお、基礎算定の結果については、9月分の社会保険料(10月支払給料より控除分)から反映されます。

社会保険料一覧表は給料計算に間に合うように9月~10月にお送りしますのでご確認ください。

今月の一冊

「納豆に砂糖を入れますか？」

野瀬泰申

新潮社

皆さんは、目玉焼きには何をかけて食べますか？天ぷらはどうですか？

「NIKKEI NET」に掲載された、「天ぷらにソースをかけますか？」に続く、第2弾です。

お正月に食べる魚は、長野県の中でも分かれています。大まかには東北信は鮭、中南信はブリ。この辺りが日本でも境目になっているようです。

そんな地域性による食べ方の違いや料理の限界点などを、実際に収集して分析しています。



今回は、「糸魚川-静岡構造線」のレポートもあり、諏訪も登場しています。

楽しく気軽に読めるルポです。

【今月の名言】

世界のどこかにある何も無い南の島に、スーツを着たセールスマンが最新の家電製品を売りにきました。

セールスマンは、島の人たちに「こんなに便利で素晴らしいモノはない！ 文明の利器だ！」と力説しましたが、島民は聞く耳すら持ちませんでした。

そのうち、島民のひとりが「こんな所まで来て、そんなに仕事してどうするの？」と話すので、セールスマンは「成績をあげて、出世したい。」と素直に答えました。

すると島民は「出世してどうするの？」と聞くと、セールスマンは「高給取りになりたい。」と答えたのです。

そこで島民は「高給取りになってどうするの？」と聞くと、セールスマンは「いっぱいお金をもらって、働かないで遊んで暮らすんだ。」と答えると、島民は「それだったら、もうやってるよ！」と答えたのです。

(あとがき)

梅雨も明け、季節は夏ですが、8月7日はもう立秋です。今夏は太陽ギラギラの猛暑という感じがなく、雲が多めで何となくムシムシする感じがします。

先日何気なくテレビを見ていたら、実は「脳梗塞」は冬よりも夏の方が起きやすいとか。

汗をかいて体内の水分が減り、血がドロドロになることで血管が詰まりやすくなるとのこと。

血圧が高い方なので、十分に水分やミネラルをとって、元気に夏を過ごしたいなと思います。

夏はやっぱり麦茶！

(キムラ)

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawakaikei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

なお、記載の情報等は、当事務所ホームページにもありますので是非ご覧ください。

<http://misawakaikei.jp/sharoushi/index.html>

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

— 梅干しばかり —

暑中お見舞い申しあげます。7月の終りに梅を収穫しました。

家に一本だけある木ですが文吾梅で実が大きいです。梅は私の1大イベントです。

梅にこだわりもあります。

これは完全熟するまで木に付らして置いて自然に落ちるくらいまでとらねば、ということです。

7月終りにとって漬けてました。

諏訪の人は青いかりかりした梅を漬けます。

鬼いぼる2枚 20kgもあり甘巻にしたりジューにしたり友人にあげたりしてやれ片づきました。

日曜日いよいよ干そうと蚕の棚に衣せて一輪車にのせて干していきながらいい陽があたらず困っています。

梅干しにはアリエッターの世界のようば友人はお白子が必要なのに。……

一輪車だと夜は軒下。とりこみ 朝外へ出すのが便利です。

また夜風にのって梅しそのカキリが家中を入ってきます。

うまくできたら1粒どうぞ。

15%の塩ですからしおぼすばい、です。
ちよび ^{あんべえ} い塩梅です。

梅干しはすかり板につき梅干しおぼさんと呼ばれた。

先日茅野の朝倉山に登りました。

入口はぼろぼろしていきすが登山道が見つからず頂上らしき所までいよあやつをたべて帰りました。

座ったところは鹿の糞だらけでした。

朝倉城跡というので何か目印でもあかと思いましたが見つかりませんでした。

梅干し

